

議会基本条例各条文案

【 5 - 3 政策等の監視及び評価】

A案	<p>第10条 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めるものとする。</p> <p>第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>
B案	<p>第17条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）について、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 重要な政策等を必要とする背景(2) 検討した他の政策案等との比較検討(3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況(4) 総合計画における根拠又は位置付け(5) 関係法令及び条例等(6) 財源措置(7) 将来にわたる効果及び費用(8) 前各号に掲げる事項のほか、議長が必要と認める事項 <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、市長等の事務の執行が公平・適正に、また、効率的かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。</p>